

● 令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

＜日切れ扱い、予算関連法律案＞

背景・必要性

- 2027年(令和9年)国際園芸博覧会は、最上位の国際園芸博覧会(A1)としての開催となるため、国際博覧会条約に基づくBIE(博覧会国際事務局-各国政府で構成-)の認定が必要。
- 国際博覧会条約においては、「招請国政府がその開催者でない場合には、国際博覧会を開催する法人はその開催につき当該政府によって公式に認められなければならず、当該政府は、当該法人による義務の履行を保証する」旨規定。
➡ BIEへの認定申請のため、本特別措置法の制定及びこれに基づく協会指定等が必要。



園芸博における展示のイメージ

法案の概要

1. 国際園芸博覧会協会の指定制度の創設

① 国際園芸博覧会協会の指定

- 國土交通大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣(以下「主務大臣」)は、博覧会の準備及び運営に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を、「国際園芸博覧会協会(以下「博覧会協会」)」として指定することができるものとする

② 主務大臣への事業計画書の提出等

- 博覧会協会は、主務大臣に対し事業計画書等を提出するとともに、役員の選任又は解任をしたときは、その旨を届け出なければならないものとする
- 主務大臣は、博覧会協会に対し、その業務等について必要な報告をさせ、監督上必要な命令を発出することができるものとする



会場イメージ図

2. 博覧会協会に対する支援措置の創設

① 博覧会の準備及び運営のための資金面での支援

- 国は、博覧会協会に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内でその一部を補助することができるものとする
- 国は、博覧会協会が博覧会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、博覧会協会に対し、無償で使用させることができるものとする
- 寄附金付郵便葉書等を、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができるものとする

② 博覧会の準備及び運営のための人材面での支援等

- 博覧会協会の要請に応じて、国の職員を博覧会協会に派遣できるものとする
- 国家公務員共済組合法、国家公務員退職手当法等の特例等、国の職員の派遣に関し必要な規定を整備

【目標・効果】

国際園芸博覧会の開催により、持続可能な社会の形成に向けたグリーンインフラの活用、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現を推進し、幸福感が深まる社会を創造
(KPI) 2027年国際園芸博覧会の参加者数: 1,500万人(ICT活用等の多様な参加形態を含む)(2027年)